

### 3 - 3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	223,780	33,567	957	442,320	667,057	33,567
社	債	1,479,840	221,976	1,162	815,949	2,296,951	221,976
預貯金	郵便貯金	28,578,546	4,286,782	4,324,794	140,204	33,043,544	4,286,782
	銀行預金	7,157,933	1,073,690	212,519	919,818	8,290,270	1,073,690
	銀行以外の金融機関の預金	3,529,620	529,443	346,849	1,627,663	5,504,132	529,443
	勤務先預金	1,940,160	291,024	3,914	-	1,944,074	291,024
合同運用信託の収益の分配		77,680	11,652	6,295	4,429	88,404	11,652
公社債投資信託の収益の分配		2,966	445	-	260	3,226	445
小 計		42,990,525	6,448,579	4,896,490	3,950,643	51,837,658	6,448,579
定期積金の給付補てん金等		1,003,140	150,471	-	4,498	1,007,638	150,471
匿名組合契約等に基づく収益の 分配、生命保険等の差益		53,761	1,396	6	-	53,767	1,396
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		44,047,426	6,600,446	4,896,496	3,955,141	52,899,063	6,600,446

調査対象等：平成18年2月から平成19年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 利子所得等の累年比較

年 分	支 払 金 額				源泉徴収税額
	課 税 分	非 課 税 分		総 額	
		障害者等及び財形貯蓄	そ の 他		
平成14年分	千円 202,486,470	千円 43,891,795	千円 29,337,072	千円 275,715,337	千円 30,333,247
平成15年分	127,412,442	22,806,708	25,270,493	175,489,643	19,083,061
平成16年分	113,780,245	26,209,664	9,539,283	149,529,192	17,033,041
平成17年分	77,746,403	12,772,225	0	89,211,262	11,658,674
平成18年分	44,047,426	4,896,496	3,955,141	52,899,063	6,600,446

## (3) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	76,606,799	14,200,261	3,690,526	17,731,485	1,344,459	98,028,810	15,544,720
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配	-	-	-	26,021	3,056	26,021	3,056
合 計	76,606,799	14,200,261	3,690,526	17,757,506	1,347,515	98,054,831	15,547,777

調査対象等：配当等の支払者から平成18年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（配当等の支払調書）」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (4) 配当所得の累年比較

年 分	支 払 金 額					源泉徴収税額
	一般課税分	非課税分	源泉分離課税適用分	特例税率適用分	総額	
平成14年分	千円 57,859,838	千円 3,082,684	992,727	千円	千円 61,935,249	千円 11,916,602
平成15年分	65,626,466	3,402,913	571,147		69,600,526	11,430,735
平成16年分	74,304,447	3,761,675	-		78,066,122	12,042,935
平成17年分	68,924,809	5,184,144		17,402,331	91,511,284	13,650,089
平成18年分	76,606,799	3,690,526		17,757,506	98,054,831	15,547,777

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	63,037,788	4,348,052

調査対象等：平成18年2月から平成19年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 798,824,103	千円 37,773,152	千円 4,653,889,670	千円 172,531,562	千円 5,452,713,773	千円 210,304,714
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	1,944,897	49,817	37,664,880	945,646	39,609,777	995,463
	計	800,769,000	37,822,969	4,691,554,550	173,477,208	5,492,323,550	211,300,177
退 職 所 得		57,236,151	1,308,392	81,158,391	2,730,304	138,394,542	4,038,696
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-	-	-	-	-

調査対象等 給与等の支払者から平成19年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明 1 法定調書とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務づけられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば 利子等の支払調書、配当及び剰余金の分配の支払調書、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、給与所得の源泉徴収票、非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 徴収猶予とは、通常の法定期限内に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (7) 給与所得及び退職所得の累年比較

年 分	俸 給		給 料		賞 与	
	官 公 庁		そ の 他		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	910,600,495	40,045,675	4,658,863,533	151,916,186	5,569,464,027	191,961,861
平成15年分	862,051,308	37,079,574	4,178,470,950	146,222,745	5,040,522,258	183,302,319
平成16年分	807,488,205	35,407,109	4,209,564,253	150,775,959	5,017,052,458	186,183,068
平成17年分	763,160,014	34,352,306	4,364,171,551	155,450,175	5,127,331,565	189,802,482
平成18年分	800,769,000	37,822,969	4,691,554,550	173,477,208	5,492,323,550	211,300,177

年 分	退 職 所 得	
	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
平成14年分	228,598,259	4,987,262
平成15年分	189,800,350	4,782,012
平成16年分	160,075,985	4,455,038
平成17年分	144,311,396	4,260,911
平成18年分	138,394,542	4,038,696

## (8) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条  該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	93,813	8,277,825	834,041
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	88,575	41,299,058	4,244,355
	診療報酬	2,672	52,886,294	4,719,064
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	13,485	28,841,891	1,489,639
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	3,567	1,553,447	237,279
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	5,453	5,458,355	328,623
	契約金・賞金	458	604,150	28,314
	小 計	208,023	138,921,020	11,881,315
法第203条の2該当（公的年金等）		37,231	43,219,959	1,005,775
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		68,054	30,891,627	148,773
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		5	8,885	659
計		313,313	213,041,491	13,036,522
災害減税法により徴収猶予したもの		-	-	-

対象等：報酬・料金等の支払者から、平成19年4月30日までに提出された「法定調書合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

（注）この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。



(9) 報酬・料金等所得の累年比較

年 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
	人	千円	千円
平成14年分	351,725	240,912,362	14,641,134
平成15年分	333,686	222,750,469	13,324,414
平成16年分	343,687	205,838,585	12,627,160
平成17年分	306,501	215,019,064	13,231,656
平成18年分	313,313	213,041,491	13,036,522

## (10) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人員	支払金額			源泉徴収税額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの			
		課税分	非課税又は免税分	総 額		適用の内容	人員	支払金額	源泉徴収税額
	人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	-	89,247	-	89,247	13,168	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配	-	1,722,256	-	1,722,256	119,410	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	-	-	-	-				
給 与 ・ 賞 与 等	1,186	1,203,454	871,387	2,074,841	207,517	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	4	21,487	722	22,209	3,848	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	368	377,531	14,584	392,115	70,138	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	39	1,986,791	1,315,221	3,302,012	162,374	租税条約の適用を受けたもの	17	96,250	9,624
著作権の使用料又はその譲渡による対価	1	949,491	1,379,357	2,328,848	94,967	租税条約の適用を受けたもの	89	890,374	89,044
貸 付 金 の 利 子	276	81,548	-	81,548	8,265	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	25	57,451	1,139	58,590	11,316	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	1	20,372	-	20,372	2,037	租税条約の適用を受けたもの	1	20,372	2,037
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	43	100,007	-	100,007	10,011				
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	241	46,580	13,670	60,250	9,352	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-	-	-	-				
賞 金	4	4,635	-	4,635	515	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計	-	6,660,850	3,596,080	10,256,930	712,918		107	1,006,996	100,705

調査対象等：平成19年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

（注）この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(11) 非居住者等所得の累年比較

年 分	支 払 金 額		源泉徴収税額
	総 額	総額のうち 非課税又は免税分	
平成14年分	千円 8,443,847	千円 2,196,397	千円 827,225
平成15年分	10,816,088	1,654,880	914,386
平成16年分	19,512,286	3,970,026	1,621,084
平成17年分	14,671,569	1,188,451	867,571
平成18年分	10,256,930	3,596,080	712,918